

『総団交』の予備折衝を成立させるために

確 認 事 項

昭和47年12月21日の大学側と学生会・学苑会の話し合いの継続として、12月28日午後6時より本校学生部会議室において、以下の2点の確認事項をふまえ、「総団交」の予備折衝を成立させるための話し合いをおこなう。

記

- (1) ロックアウトの解除について大学側の最終的見解を提出する。
- (2) 大学側の団交に臨む態度を表明する。

昭和47年12月21日

学校法人明治大学

常 勤 理 事	加 藤 泰 男	印
"	高 木 亀 一	印
"	小 堀 炎 久	印

明治大学学生会中央執行委員会

委 員 長	新 藤 由 幸	印
-------	---------	---

明治大学学苑会中央執行委員会

委 員 長	島 津 義 広	印
-------	---------	---

確 認 事 項

昭和47年12月15日付学生会・学苑会中央執行委員会から要請のあった「総団交」の開催について、両中執代表と大学側代表との予備折衝を成立させるための条件について、12月21日につづく28日の話し合いにおいて、つきの点で確認した。

記

1. 「ロックアウト」の即時解除の問題について

「ロックアウト」の即時解除についての大学側の態度を12月29日に表明する。そのうえにたって、(1)「ロックアウト」即時解除の態度表明がなされない時は、12月30日午後6時から予備折衝を成立させるために「ロックアウト即時解除」の問題についての話し合いを継続しておこなう。また(2)「ロックアウト」即時解除の態度表明がなされたときは、その旨全学生に明らかにする。それと同時に学生会・学苑会は予備折衝の日時を通告する。

2. 大学側の「総団交」にのぞむ態度について

「双方の話し合いの場において、この間の、大学側がとってきた措置について誤まりがあれば正す態度がある」という団交にのぞむ態度を確認して「総団交」の予備折衝にのぞむ。

<付>

この21日及び28日の予備折衝を成立させるための話し合いにおける確認事項について、大学は全学生に周知させるため以下のことをおこなう。

- (1) 21日、28日の全確認事項についてのみ公示及び文書をもって早急に全学生に明らかにする。
- (2) 12月29日に「ロックアウト即時解除」の態度表明がなされた場合、大学側は12月30日付公示及び新聞広告をもって「ロックアウト解除」の旨全学生に明らかにする。

昭和47年12月28日

学校法人明治大学

常勤理事	加藤泰男	㊞
"	高木亀一	㊞
"	小堀焰久	㊞

明治大学学生会中央執行委員会

委員長	新藤由幸	㊞
-----	------	---

明治大学学苑会中央執行委員会

委員長	島津義広	㊞
-----	------	---